



令和5年度 「とんぼの未来・北の里づくり」事例発表会

基調講演

令和6年2月15日



全国水土里ネット
多面的機能支払促進協議会顧問

参議院議員 宮崎 雅夫

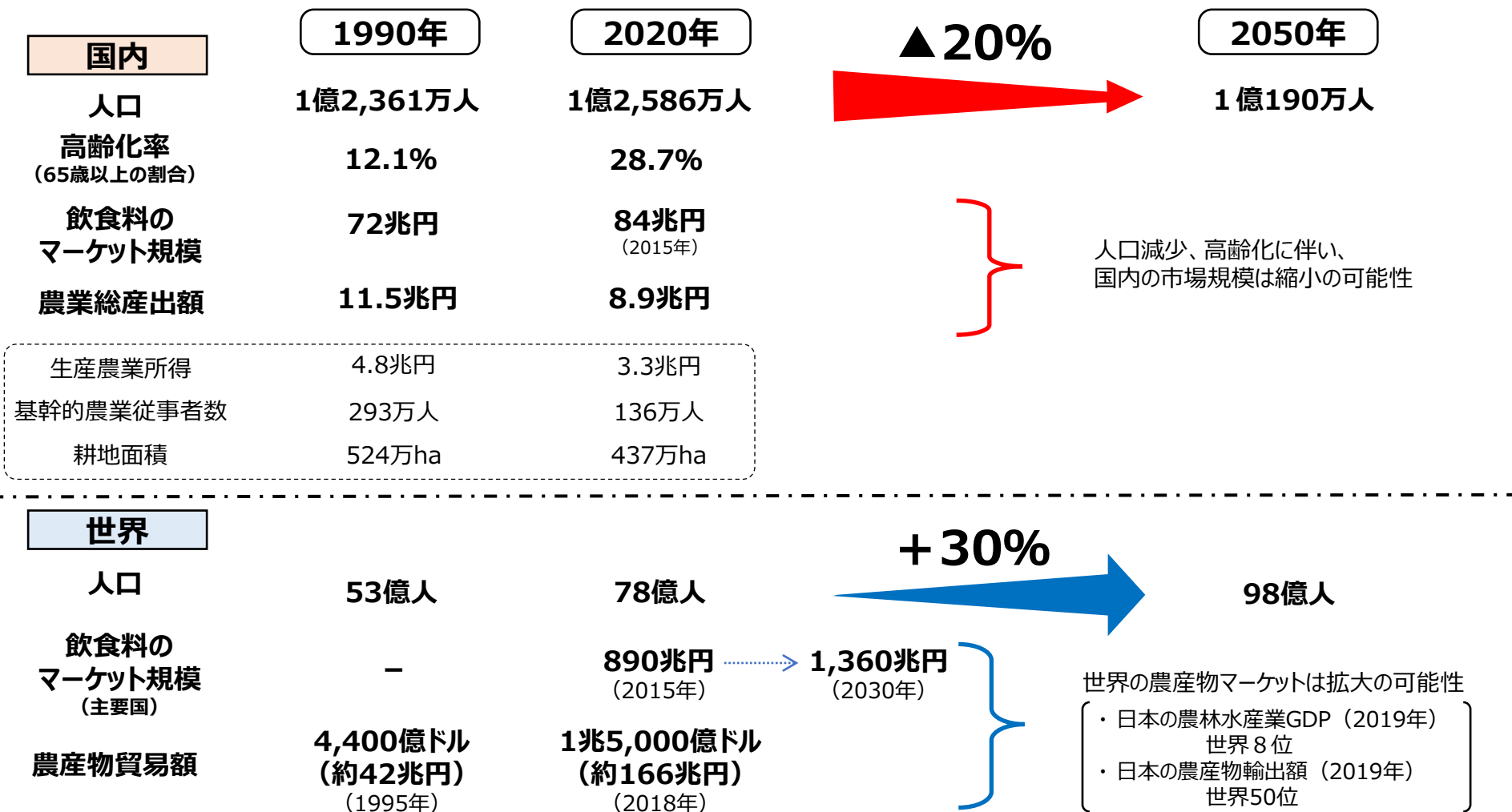


1. 食料・農業・農村基本法の見直し
2. 多面的機能支払交付金に係る情勢等

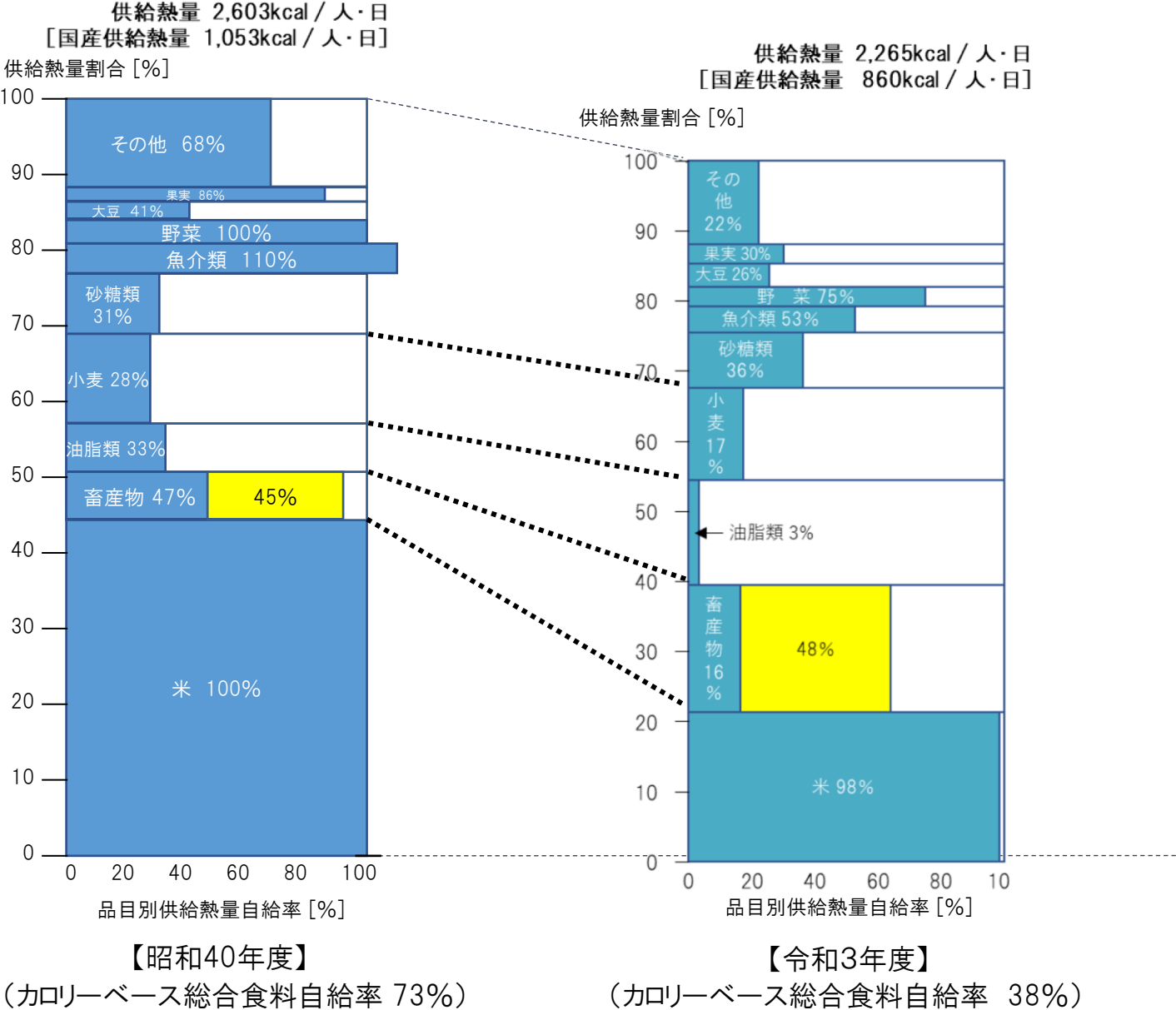
1. 食料・農業・農村基本法の見直し

1) 農政を取り巻く状況の変化

- 人口減少や高齢化に伴い、国内の市場規模は減少の可能性。一方、世界の農産物マーケットは拡大する可能性。
- 国内外のマーケットの変化にかんがみれば、農林水産業の生産基盤を強化し、農林水産物・食品の輸出促進により世界の食市場を獲得していくことが重要



2) 我が国の食料消費構造と自給率の状況



(参考)

茶わん1杯のお米の値段

○ 茶わん1杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは 65g くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、1,838円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は 約24円 となります。



※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kg当たり1,838円(POSデータによるコメの平均小売価格(令和4年5月))で算出。



=

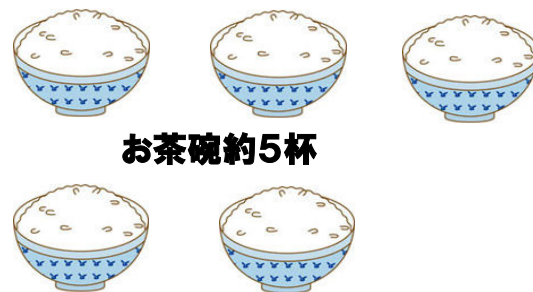


お茶碗約4杯

ミネラルウォーター(2リットル)101円



=



お茶碗約5杯

缶コーヒー 130円

出展：ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都区部小売価格)」による2021年平均価格
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

3) 食料・農業・農村基本法の改正の方向性について

【食料安定供給・農林水産業基盤強化本部：令和5年12月27日】

- 食料・農業・農村基本法について、
「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点から改正を行い、令和6年の通常国会への提出を目指す。

食料安全保障の抜本的な強化

- ① 食料安全保障を柱として位置付け
 - ・国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、国民一人一人が食料を手に入れることができることを含むものへと再整理
- ② 食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け
 - ・食料安全保障の確保については、過度な輸入依存の低減の観点から、輸入・備蓄とともに国内の農業生産の増大が基本
 - ・食料安定供給に当たっての生産基盤の重要性の視点を追加するとともに、輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など、輸入の安定確保について新たに位置付け
- ③ 農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け
 - ・農産物の輸出について、国内生産基盤の維持の視点を追加するとともに、増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する輸出の促進が重要である旨を位置付け
- ④ 生産から消費までの関係者の連携促進（「食料システム」という新たな概念の位置付け）
 - ・食料供給の持続性を高めるため、生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として食料システムを新たに位置付け（同時に、関係団体の役割や食品事業者のより主体的な役割の明確化等）
- ⑤ 適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化
 - ・食料の価格形成において、農業者、食品事業者等の関係者の相互理解と連携の下に、農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す視点を、消費者の役割も含め明確化
- ⑥ 円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け
 - ・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、円滑な食品アクセスの確保に関する施策を新たに位置付け

※上記のほか、農業生産に不可欠な生産資材の安定確保、食品事業者に関する施策の助成など必要な見直しを行う。

等

環境と調和のとれた産業への転換

- 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け
- ・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け
 - ・その上で、環境等の持続性に配慮した取組の促進などについて明確化 等

人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持

- ① 生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化
 - ・担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業人材も位置付け
- ② 農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け
 - ・農業者が急速に減少する中で、食料供給に重要な役割を果たす農業法人の経営基盤の強化も位置付け
- ③ 将来の農業生産の目指す方向性の明確化
 - ・食料の安定供給を図るためにも、スマート農業の促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」、知的財産の確保・活用などによる「付加価値の向上」、「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け
 - ・特に、より少ない農業者で食料供給を確保しなければならない中で、サービス事業体の育成・確保を位置付け
- ④ 近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化
 - ・防災・減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の基盤の整備に加え、保全等も位置付け
 - ・家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応についても位置付け
- ⑤ 農村振興の政策の方向性の明確化
 - ・農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加や農村RMOの活動促進、多面的機能支払による「地域社会の維持」を位置付け
 - ・農泊の推進や6次産業化など地域資源を活用した産業の振興を位置付け
 - ・鳥獣害対策や農福連携などについて明確化 等

4) 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の工程表（案）＜抜粋＞

【食料安定供給・農林水産業基盤強化本部：令和5年12月27日】

3 農業の持続的な発展

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
(4) 農業生産基盤の整備・保全	(末端施設) ・開水路の管路化、畦畔拡幅、法面被覆等の推進 ・共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みの構築	・管理作業の省力化に資する整備を推進 ・多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進【再掲】	
	地域における農業水利施設等の保全管理の在り方について、土地改良区、市町村、集落等の多様な関係者による議論やその後の取組の進め方を、土地改良法に規定する方向で検討		
	＜防災・減災、国土強靱化＞ ・防災・減災、国土強靱化の着実な推進 ・再度災害の防止等に向けた改良復旧の取組の推進	防災重点農業用ため池について、洪水吐きの改修等豪雨対策の先行整備を推進し、防災工事を加速化	
	・将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、排水に係る基準等の見直しを検討 ・受益者からの申請等がなく実施できる土地改良法の「急施事業」において、施設の新設や被災後の改良復旧の円滑な実施を可能とするとともに、防災事業の目的(対策)を拡充する方向で検討		
	土地改良法改正について、7年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める	次期土地改良長期計画(8～12年度)の検討・策定	土地改良事業の計画的な実施

6 多面的機能の発揮

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
多面的機能の 発揮	<中山間地域等直接支払> 農地保全や暮らしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みの構築	※次期対策開始(令和7年度～) 〔多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により、効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進〕	
	<多面的機能支払交付金> 活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みの構築 〔事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について検討〕	※次期対策開始(令和7年度～) 〔多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進【再掲】〕	
	<多面的機能支払交付金・環境保全型農業直接支払交付金> 先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みの構築 【再掲】	※次期対策開始(令和7年度～) 〔①環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入(7年度)〕 〔②その上で、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行(9年度目標)〕	

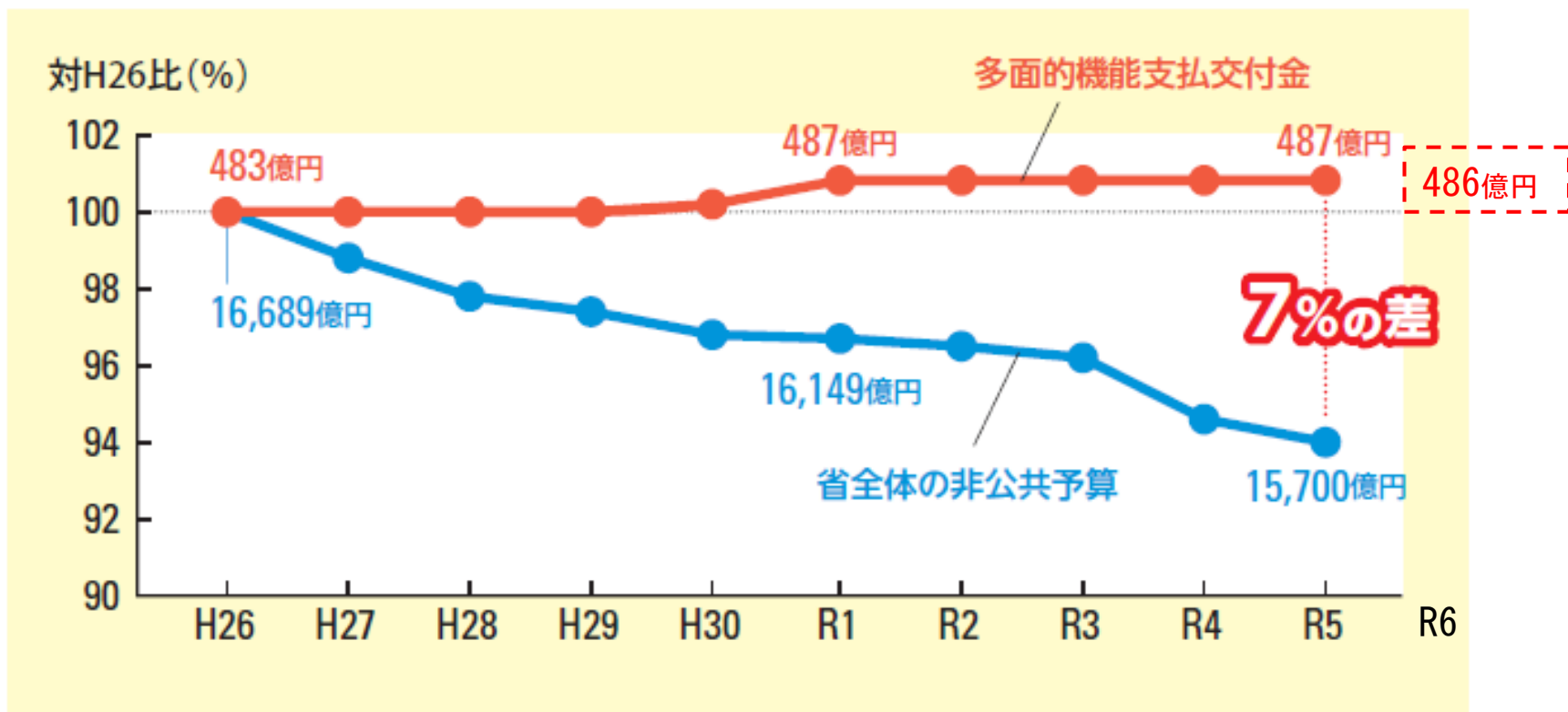
2. 多面的機能支払交付金に係る情勢等

1) 取組の継続に必要な予算の確保

毎年、国の財政支出は厳しい削減を迫られています。

このため、農林水産省全体の非公共予算（公共事業以外の予算）は、令和5年度においては平成26年度比で94%に縮減されていますが、この中において多面的機能支払交付金予算は、101%、487億円を確保しています。

多面的機能支払交付金予算の推移



2) 日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 48,589 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保管理に係る地域の共同活動により広域的に保管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【交付単価】

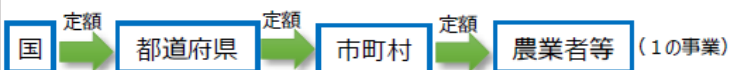
(円/10a)

	都道府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

【5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用】

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

<事業の流れ>



【加算措置】

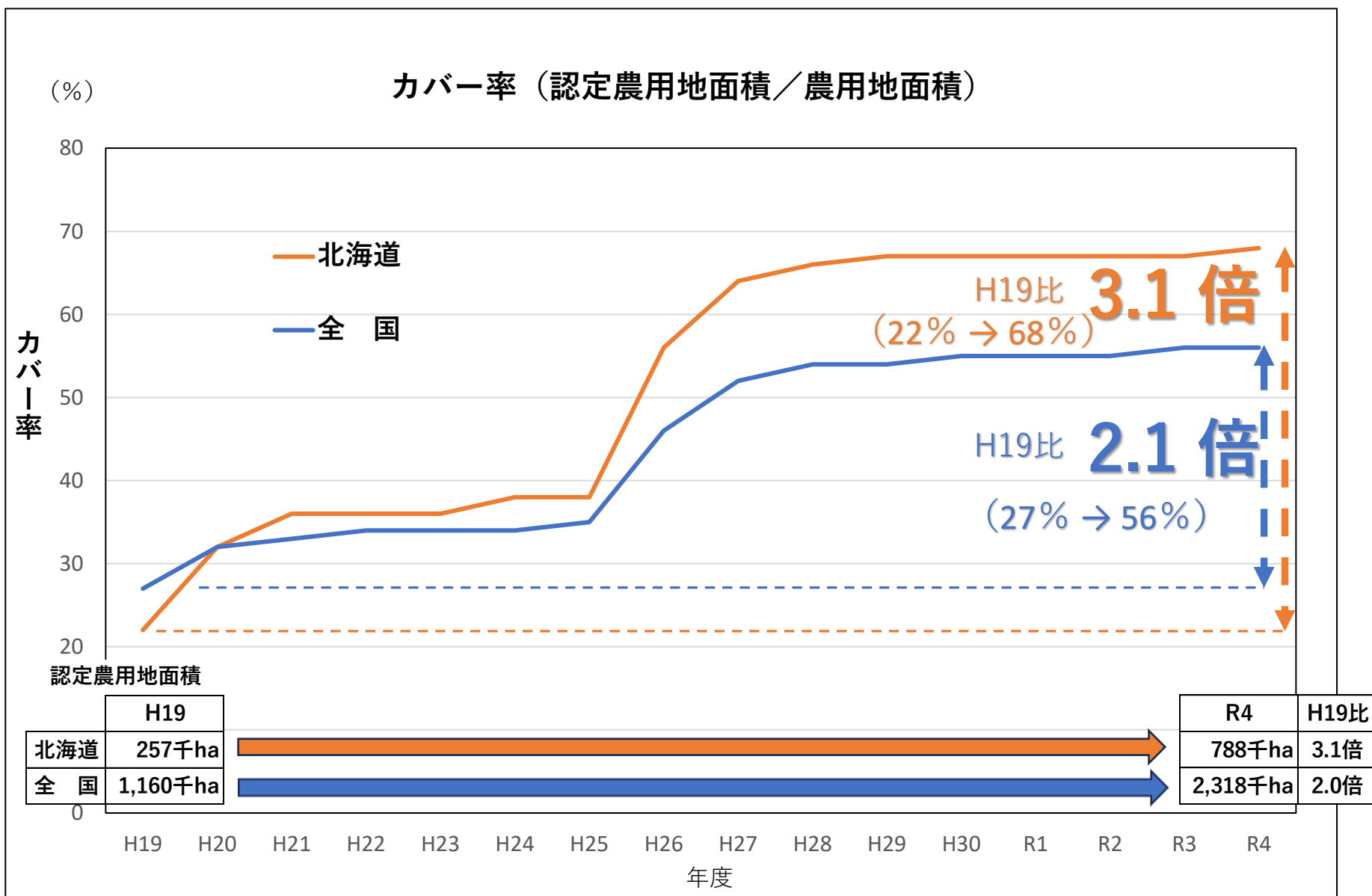
(円/10a)

項目		都道府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400
		畑	240
		草地	40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

3) 多面的機能支払交付金の実施状況

農地維持支払のカバー率の推移等（H19～R4）

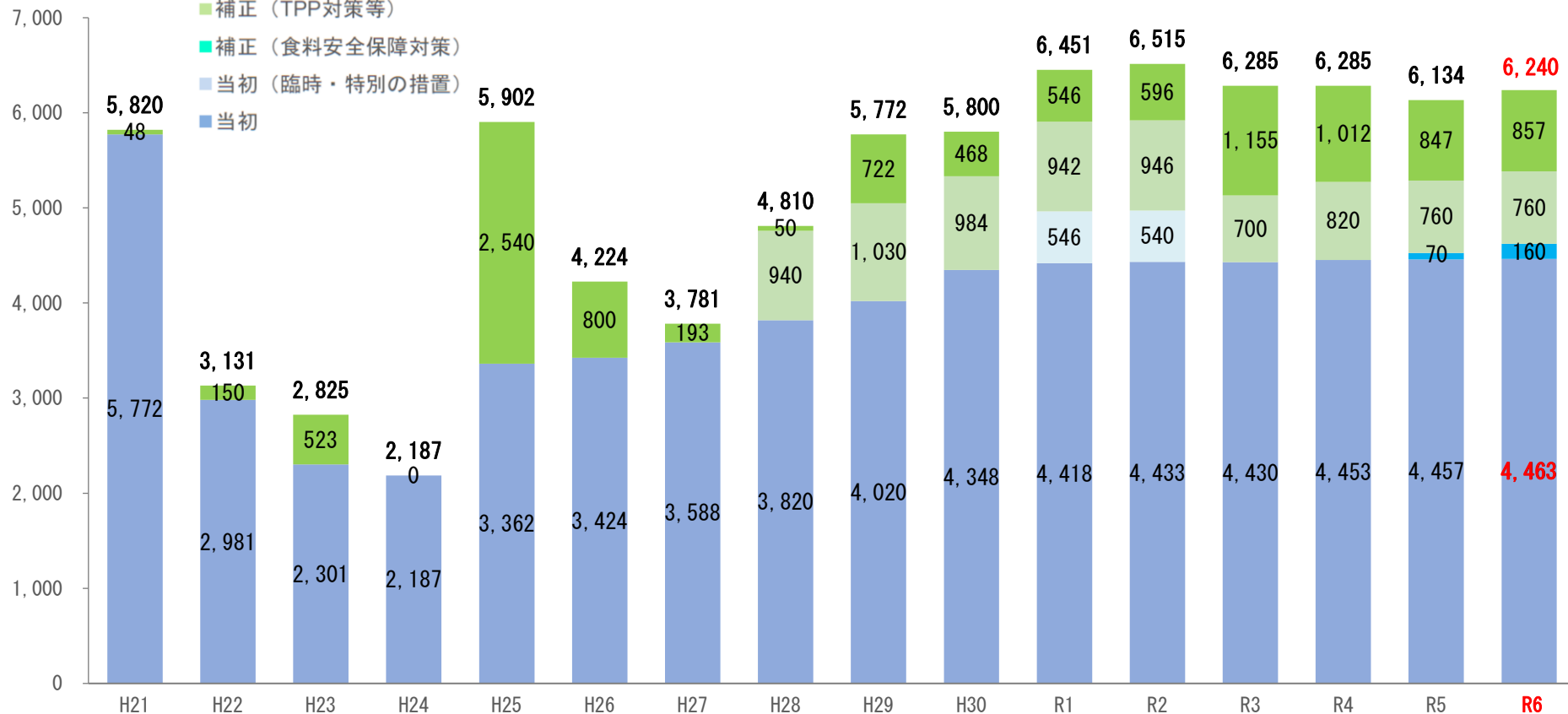


○土地改良予算の推移

注：計数は、端数を四捨五入しているため、端数において合計が一致しないものがある。

農林水産省資料より宮崎雅夫事務所加工

- 補正（防災・減災、国土強靱化等）
- 補正（TPP対策等）
- 補正（食料安全保障対策）
- 当初（臨時・特別の措置）
- 当初



凡例

閣法

議員立法

土地改良法改正

土地改良法改正

土地改良法改正

土地改良法改正

ため池管理保全法制定

棚田地域振興法制定

ため池特措法制定

土地改良法改正

国土強靱化基本法改正